

平成 27 年度 第三部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 28 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

15 社 15 名 + 部会長、主査、副主査 3 名 = 18 名

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回 / 月) 9 回 + 合同委員会 1 回 = 計 10 回

2. 審議・確認事項

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画フォローアップ報告書作成 (H27.5~H27.8)

工業会において策定された「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」について、「自主行動計画フォローアップ委員会」を設け、取組みの実施状況についてフォローアップを実施し報告書を作成した。

(2) 危険物施設における消火設備の告示化 (H25.3~継続中)

危険物施設における消火設備については、従来、通知 (平成元年消防危第 24 号) により基準が示されていたが、平成 23 年度に 3 つ (不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備) の設備が告示化されている。この度、消防庁危険物保安室からの依頼で残りの設備についても工業会と意見交換を進めながら告示化を進めて行くことになり、第三部会では粉末消火設備について検討を行うことになった。平成 27 年度は特筆すべき動きはなかった。

(3) 国土交通省「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)」の改訂意見提出 (H26.7~H27.10.)

国土交通省から、標記標準仕様書の平成 28 年度版を発行するに当たり、当工業会にも改訂意見提出するように依頼があった。第三部会ではガス系消火設備関係の検討を行った。

(4) 平成 28 年版「機械設備工事監理指針」の改訂意見提出 (H27.9~H27.11)

(一社)公共建築協会から、平成 28 年版作成するに当たり改訂意見を出すように依頼があり、第三部会ではガス系消火設備の検討を行った。

(5) ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書の補遺発行 (H27.2~H27.4)

ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書の補遺を発行し、消防予第 466 号 / 消防危 261 号 (改正 155 号通知) の発出に基づく、クリティカルユースの設置用途の明確化、細分化の内容について詳述した。

(6) 「容器弁の安全性」の点検の啓蒙活動 (H27.9~継続中)

平成 28 年 3 月 31 日に、一部の設備 (昭和 52 年 3 月 31 日以前に設置された二酸化炭素消火設備) が「容器弁の安全性」の点検の最初の期限を迎えることから、工業会として啓蒙活動が必要と考え、パンフレットを作成し工業会ホームページへの掲載ならびに点検講習時の配付などを行った。

(7) 消防法令等の仕様規定根拠の調査 (~継続中)

現在の消防法令等に示されている仕様規定がどのような背景の元で規定されたものか、根拠を明白にし、記録を残すことを目的に調査中。

(8) 消防法施行規則第 19 条、第 20 条の一部改正要望 (~継続中)

平成 13 年の消防法施行令改正で新たに追加された、いわゆる「新ガス系消火設備」については、従来からあるガス系消火設備に比べて面積および体積での設置制限 (面積 1000m²、体積 3000m³ の部分) 等がある。より安全で環境保護性能に優れた「新ガス系消火設備」の普及の促進のため設置制限の撤廃もしくは緩和に関する施行規則の改正を消防庁に要望中。

(9) 起動用ガス容器の起動用ガスの窒素追加（～継続中）

不活性ガス消火設備に用いられる起動用ガス容器の起動用ガスは消防法施行規則第19条第5項第十三号において二酸化炭素だけが認められているが、より安全で環境保護性能に優れた「窒素」の追加を消防庁に要望中。

3. 外部委員会等

(1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会（H27.8.24）

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」の実施状況について第三者機関である「ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会」による評価を受けた。評価結果は、「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成27年度フォローアップ評価報告書」に示されているが、まとめの項目には次のように記載されている。

3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家ハロンマネジメント戦略への具体的な取組みとして策定されており、前年同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。（以下、省略）

(2) 放電加工機に係る試験確認基準の見直しに関する検討会（H27.6～H28.3）

危険物保安技術協会からの依頼で、上記検討会に第三部会の委員を派遣、目的は、現在の基準が昭和61年当時に存在していた放電加工機を元に作成された基準で現在の放電加工機には適用できない部分があるため、現状に合わせた形で基準に見直しを行う。合計4回の検討会が行われ基準の見直しが終了した。

4. その他

(1) 自主認定品の審査（～継続中）

工業会の自主認定品である「放出表示灯」「警報装置標識板」「手動起動装置標識板」について、新たな認定申請品の審査を行った。

以 上